

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

第 100 期（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）

中部電力株式会社

目 次

1. 事業報告

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項・・・ 1 頁

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書・・・ 6 頁

連結注記表・・・ 7 頁

3. 計算書類

貸借対照表・・・ 14 頁

損益計算書・・・ 15 頁

株主資本等変動計算書・・・ 16 頁

個別注記表・・・ 17 頁

4. 監査報告書

会計監査人の監査報告書・・・ 21 頁

上記の事項につきましては、法令および定款第 15 条の規定にもとづき、当社ホームページに掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

1. 事業報告

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容

当社は、取締役会において、「会社の業務の適正を確保するための体制」について決議しております。その内容は、次のとおりであります。

当社は、公正・透明性を経営の中心に据え、業務の適正を確保するため、次の体制を整備するとともに、これを有効に機能させ、株主、お客さまをはじめとするステークホルダーから信頼される企業となるように努める。

ア 経営管理に関する体制

(ア) 業務執行に関する体制

- ・取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令・定款所定の決議事項および経営上重要な事項を決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けるなどして、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行う。監査役は、取締役会に出席し意見を述べるほか、職務執行状況の聴取などを通じて、取締役の職務執行を監査する。
- ・業務執行における重要な事項について多面的に検討するため、経営執行会議および経営戦略会議（以下合わせて「経営会議」という。）を設置する。経営執行会議は、原則として毎週1回開催し、取締役会に付議する事項および社長が意思決定すべきその他重要事項の審議を行うとともに、業務執行状況等に関する報告を受ける。また、会長、社長、副社長および経営企画部門の長で構成する経営戦略会議は、必要に応じて開催し、経営に関する方針・方向性について審議する。
- ・経営の意思決定・監督と執行の分離および迅速な業務執行を実現するため、執行役員制を採り、カンパニー社長・本部長・統括を務める役付執行役員・執行役員に社長の権限を大幅に委譲し、特定分野の業務執行をカンパニー社長・本部長・統括以下で完結させる一方、その執行状況について、適宜、経営執行会議および取締役会に報告させる。
- ・カンパニー制を採る再生可能エネルギーの事業分野においては、カンパニー社長の諮問機関としてカンパニーボードを設置する。
- ・取締役ではないカンパニー社長・本部長・統括についても、経営執行会議の構成員として取締役会決議案件の審議に参加させ、また取締役会において適宜議案の説明をさせること等により、経営の意思決定と特定分野の業務執行との乖離の防止を図る。
- ・取締役ならびに役付執行役員、執行役員およびその他の職員（以下「取締役等」という。）の職務執行の適正および効率性を確保するため、社内規程において、各部門（カンパニー、本部、本店の部・室・センター、支店・支社をいう。以下同じ。）および各部署ならびにそれらの長の業務分掌、権限等を定める。また、取締役等は、業務執行状況について、適時に、取締役会、経営執行会議、カンパニーボードまたは上位者に報告する。
- ・取締役等の意思決定の適正を確保するため、決裁手続において、起案箇所、関係部門および審査部門による審査を行う。

(イ) 取締役等の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役等の職務執行に係る情報の保存および管理を適切に行うため、社内規程において、取締役会議事録、経営会議資料、カンパニーボード資料、決裁文書等の作成、保存および管理に関する事項を定める。

(ウ) 内部監査に関する体制

- ・取締役等の職務執行の適正および効率性を確保するため、業務執行ラインから独立した組織として社長直属の内部監査部門を設置する。内部監査部門は、各部門の業務執行状況等を定期的に監査し、その結果を社長および取締役会に報告するとともに、必要に応じ各部門に改善を勧告する。

イ リスク管理に関する体制

- ・全社および各部門のリスク管理が適切に行われるよう、組織、権限および社内規程を整備する。

- ・個々の事業または業務運営上のリスクを管理するために、カンパニー社長、本店の部門の長を責任者（以下「リスクオーナー」という。）とするとともに、経営に重大な影響を与えるリスクを統合的に管理するためにリスクマネジメント会議を設置する。また、リスクマネジメント会議の審議結果については、必要に応じて、取締役会へ付議する。
- ・個々の事業または業務運営上のリスクについては、リスクオーナーが、これを管理する体制を整備する。また、リスクオーナーは、計画の策定・実行にあたり、リスクを把握・評価のうえ、その結果に基づいてこれを管理する。
- ・経営に重大な影響を与えるリスクについては、経営戦略本部内のリスク管理部署がリスクオーナーの報告を把握・評価のうえ、リスクマネジメント会議に報告し、対応方針の審議を受けるとともに、経営計画およびリスクオーナーが実施するリスク対策にこれを反映する。
- ・非常災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象が発生したときの情報伝達および対応について社内規程に定めるとともに、これら事象が発生したときに備え定期的に訓練等を実施する。
- ・原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた取り組みとして、当社の原子力安全の取り組み姿勢・理念を反映した中部電力グループ原子力安全憲章を制定する。また、原子力部門へのガバナンスを強化するため、原子力安全向上会議を設置し、同会議において、リスクを分析・評価するとともに原子力の安全性向上に必要な対応策について審議する。さらに、社外の各分野の有識者のガバナンス等に関する知見を安全性向上に向けた取り組みに活用するため、原子力安全向上会議アドバイザリーボードを設置する。
- ・社内外の原子力の専門家の安全に関する知見を現場における安全性向上の取り組みに活用するため、浜岡原子力安全アドバイザリーボードを設置する。
- ・法令等に従って財務報告を適正に行うために、組織および社内規程類を整備し、適切に運用する。

ウ コンプライアンスに関する体制

- ・コンプライアンス経営を推進するため、その責任者としてCCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を置くとともに、取締役会の監督のもと、社長を議長、CCOを副議長、社外委員および監査役を加えたコンプライアンス推進会議を設置し、役員・管理職員等の役割・責務を明確化して、各々自律的にコンプライアンスを推進する体制を整備する。
- ・法令および社会規範の遵守に関する理念ならびに取締役等が遵守すべき基本的事項を定めた中部電力グループコンプライアンス基本方針、中部電力グループ贈収賄・腐敗防止方針および中部電力グループ税務方針を制定・周知する。
- ・コンプライアンスの定着を図るため、取締役および管理職員を対象とした啓発活動を実施し、管下職員への適切な指導・監督に当たらせるとともに、職員に対し各種研修を行う。
- ・独占禁止法において禁止される行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争に基づく事業活動を確保するため、競合他社との接触について、社内規程を定める。
- ・コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、通常の業務報告経路とは別に、内部通報の窓口「ヘルプライン」を社内および社外に設置する。なお、ヘルプラインの利用者の保護について、社内規程を定める。
- ・反社会的勢力との関係遮断については、対応部署を定め、社内規程類を整備するとともに、関連する外部専門機関と連携して対応する。

エ 監査に関する体制

- (ア) 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項
 - ・監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した組織として監査役直属の監査役室を設置する。
 - ・監査役室には、監査役の意向を踏まえた員数の職員を置く。
- (イ) 監査役の職務を補助すべき職員の独立性および当該職員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役室に所属する職員は、執行部門の業務に係る役職を兼務せず、取締役の指揮・命令

を受けない。

- ・取締役等は、監査役の指示に基づき職務を遂行したことを理由として、監査役室に所属する職員に不利益を及ぼさない。
 - ・監査役室に所属する職員の異動および評定にあたっては、監査役の意向を尊重する。
- (ウ) 監査役への報告に関する体制
- ・取締役等は、次のとおり、職務執行状況等について監査役に報告する。
 - ・取締役会および経営会議ならびにカンパニーボードの付議事項について、監査役からの求めに応じ報告する。
 - ・当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を知ったときは、ただちに監査役に報告する。
 - ・部門ごとに原則として年1回、当該部門に係る職務執行状況を監査役に報告する。
 - ・重要な決裁文書については決裁後すみやかに、また業務執行に係るその他の文書類についても求めに応じて、監査役の閲覧に供する。
- (エ) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
- ・取締役等は、監査役または監査役室に所属する職員に報告をしたことを理由として、報告した者に不利益を及ぼさない。
 - ・監査役および取締役等は、監査役に報告した者が望まない場合、正当な理由なく、その者の氏名等個人を特定できる情報を社内または社外に開示しない。
- (オ) 監査費用等に関する事項
- ・監査役が職務上必要と認める費用等を請求したときは、すみやかに当該費用等を支払う。
- (カ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
- ・監査役は、経営会議およびその他重要な会議体ならびにカンパニーボードに出席のうえ、意見を述べることができる。
 - ・社長は、定期的に監査役と代表取締役が経営全般に関し意見交換する機会を設ける。
 - ・内部監査部門および会計監査人は、監査計画の策定・実施にあたって監査役と調整するとともに、実施結果を監査役に報告する。

オ 中部電力グループの業務の適正を確保するための体制

- ・中部電力グループの業務の適正および効率性を確保するため、グループ会社を統括する部門を設置し、グループ会社全般に関する経営戦略・方針の立案を行うとともに、社内規程類を整備し、経営上の特に重要な事項について協議または報告を求めるなど、グループ会社の経営管理を行う。また、グループ会社を統括する部門は、グループ各社の事業の概況を当社監査役に報告する。
- ・グループ各社のリスクについては、各社が把握・評価・管理する。
- ・中部電力パワーグリッド株式会社および中部電力ミライズ株式会社（以下「事業会社」という。）の社長は、自社に加え自社のグループ会社について、当社のリスクオーナーとしての役割を果たす。
- ・当該会社の経営施策および経営に重大な影響を与えるリスクの検証、審議および確認は、個別会社ごとに当該会社の社長と当社の社長等で構成する会議体で行う。
なお、その会議体は、事業会社に対しては四半期ごとに開催する目標設定・モニタリング委員会、その他のグループ各社に対しては、原則として年1回開催するグループ経営戦略会議とする。
当社監査役は、これらに出席のうえ、意見を述べることができる。
- ・当社の取締役等ならびにグループ会社の取締役等および監査役は、グループ会社においてグループ経営に重大な影響を与える事象が発生した場合、すみやかに状況把握を行うとともに、当社監査役および経営執行会議に報告する。
- ・中部電力グループにおけるコンプライアンス推進のため、中部電力グループ・コンプライアンス推進協議会を設置するとともに、中部電力グループコンプライアンス基本方針、中部電力グループ贈収賄・腐敗防止方針および中部電力グループ税務方針を制定する。また、グループ各社のコンプライアンス経営を推進するため、各社において、コンプライアンス委員会またはコンプライアンス担当の取締役等・部署の設置その他推進体制を整備するとともに、基本方針の制定をはじめとする自律的な取り組みを行う。

- ・コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、グループ各社が必要に応じ自ら内部通報の窓口を設けるほか、グループ各社共同のコンプライアンスに関する内部通報の窓口「中電グループ・共同ヘルプライン」を設置する。
- ・当社の取締役等または監査役に、必要に応じグループ会社の取締役または監査役を兼務させる。
- ・当社監査役は、グループ会社監査役間の定期的な意見交換を行う。
- ・当社の内部監査部門は、必要に応じてグループ会社に対して内部監査を行い、その結果を社長、取締役会および監査役に報告する。

(注) 当社は、「会社の業務の適正を確保するための体制」について、2006年4月27日開催の取締役会において決議し、その後適時適切に内容を改定しております。

2023年度は、2023年3月29日開催の取締役会において、同年4月1日付で一部改定する決議をいたしました。改定内容は、次のとおりであります。

- ・コンプライアンス推進体制の改定
- ・グループ経営に重大な影響を与える事象に関する報告

(2) 体制の運用状況の概要

「会社の業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、次のとおりであります。

ア 経営管理に関する体制

2023年度において取締役会は29回開催され、法令および定款所定の事項ならびに経営上重要な事項について審議され決議するとともに、取締役は自らの職務執行状況を適宜報告している。

このほかの業務執行における重要事項については、経営執行会議において審議または報告している。

社外取締役は、取締役会へ出席するほか、代表取締役との定期的な意見交換等を通じ、社外の視点から取締役の職務執行を監督している。

また、グループ内部監査を含め内部監査の実施結果は、随時社長、取締役会および監査役に報告している。

このほか、中部電力グループCSR宣言を実践するための基本方針として、中部電力グループコーポレート・ガバナンス基本方針を制定している。

イ リスク管理に関する体制

個々の事業または業務運営上のリスクはリスクオーナー（カンパニー社長、本店の部門の長）が管理する体制を整備しており、経営に重大な影響を与えるリスクはリスク管理部署が把握・評価し、リスクマネジメント会議に報告している。これらのリスクは対応方針の審議を受け、経営計画やリスク対策に反映するとともに適切に取締役会に付議している。

非常災害の発生に備え、全社的な防災訓練等が実施され、非常時の体制および対応について確認している。

また、原子力の自主的・継続的な安全性向上に係る取り組みについては、原子力安全向上会議を定期的で開催し、原子力部門における安全性向上への取り組みや内部監査結果等について確認するとともに、アドバイザリーボードの開催により社外有識者の知見の反映に努めている。

ウ コンプライアンスに関する体制

コンプライアンス推進会議では、中部電力グループコンプライアンス基本方針、中部電力グループ贈収賄・腐敗防止方針および中部電力グループ税務方針にもとづくコンプライアンス推進施策の策定、その実施状況の確認を行うとともに、ヘルプラインへの相談事項に関する報告、その対応方針の検討等が行われている。ヘルプラインへの相談のなかで対応が必要な事象については、すみやかに事実確認が行われ、適切に対処している。

また、2023年度においては、従来より実施してきた独占禁止法遵守に向けた取り組みをさらに強化する「コンプライアンス徹底策」を策定し、競合他社との接触ルールの運用強化や社内リネンシー制度の導入、従業員教育、外部専門家による点検等を実施している。

エ 監査に関する体制

監査役直属の監査役室が設置され、監査役室に所属する職員について取締役からの独立性を確保している。

監査役は、取締役会、経営会議およびその他重要な会議への出席、職務執行状況の聴取ならびに重要な決裁文書の閲覧等を実施するとともに、定期的に代表取締役と経営全般に関し意見交換を行い、内部監査部門および会計監査人から随時報告を受けること等により、取締役の職務執行全般を監査している。

また、監査役に報告した者が不利益を受けないことを確保するための体制および監査役の職務について生ずる費用等に関する事項等について、適切に運用している。

オ 中部電力グループの業務の適正を確保するための体制

目標設定・モニタリング委員会、グループ経営戦略会議や定期的な報告を通じ、事業会社およびグループ会社の経営状況やリスク管理状況を把握するとともに経営上重要な事項は適切に対応している。

中部電力グループ・コンプライアンス推進協議会を通じてグループ各社のコンプライアンス推進を支援している。

また、「中電グループ・共同ヘルプライン」への相談のなかで対応が必要な事象については、すみやかに事実確認が行われ、適切に対処されている。

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位 百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	430,777	70,571	1,393,120	△ 2,733	1,891,735	15,097	32,133	133,859	△ 12,016	169,074	0	101,394	2,162,205
当連結会計年度変動額													
剰余金の配当			△ 37,830		△ 37,830								△ 37,830
親会社株主に帰属する当期純利益			403,140		403,140								403,140
自己株式の取得				△ 58	△ 58								△ 58
自己株式の処分		0		1	1								1
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△ 49			△ 49								△ 49
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)						6,232	48,376	94,797	10,032	159,438	△ 0	8,223	167,662
当連結会計年度変動額合計	—	△ 49	365,310	△ 57	365,203	6,232	48,376	94,797	10,032	159,438	△ 0	8,223	532,866
当連結会計年度末残高	430,777	70,522	1,758,430	△ 2,790	2,256,939	21,330	80,509	228,657	△ 1,984	328,512	0	109,618	2,695,071

連結注記表

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 73社 (すべての子会社を連結の範囲に含めている。)

(異動の状況)

新規 12社

中尾地熱発電(株)、中部電力グランドワークス(株)、(株)ジェネックス、(株)ジェネックスパートナーズ、(株)日本エネルギーネクスト、日東電気(株)、(株)ジェネックスキャピタル、(株)ジェネックスソリューションズ、(株)ジェネスト、Chubu Global Investment Americas Inc.、(株)四条大宮ビル、(株)エスコンスポーツ&エンターテイメントは、出資により、連結の範囲に含めている。

除外 1社

(株)エスコングローバルワークスは、清算終了により、連結の範囲から除外している。

(2) 主要な連結子会社の名称

中部電力ミライズ(株)、(株)シーエナジー、ダイヤモンドパワー(株)、CEPO 半田バイオマス発電(株)、中部電力パワーグリッド(株)、中電配電サポート(株)、(株)ジェネックス、(株)トーエネック、中電クラブス(株)、中部精機(株)、中電不動産(株)、(株)中電オートリース、(株)中部プラントサービス、(株)シーテック、(株)テクノ中部、(株)中電シーティーアイ、(株)トーエネックサービス、旭シンクロテック(株)、(株)日本エスコ、(株)ピカソ、(株)四条大宮ビル

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 79社 (すべての関連会社を持分法の適用範囲に含めている。)

(異動の状況)

新規 8社

Daigas 大分みらいソーラー(株)、古里 FIC エネルギー合同会社、裾野バイオマス発電合同会社、渋川バイオマス発電合同会社、長野バイオマス発電合同会社、バイオマスエナジー田原白浜合同会社、Eavor Erdwärme Geretsried GmbH、FUHBIC TOENEC Corporation は、出資により、持分法の適用範囲に含めている。

除外 1社

中尾地熱発電(株)は、株式の追加取得により、持分法の適用範囲から除外している。

(2) 主要な持分法適用関連会社の名称

(株)CD エナジーダイレクト、新日本ヘリコプター(株)、(株)JERA、Artemis II-CMGT 1 GmbH、Artemis II-CMGT 2 GmbH、Diamond Chubu Europe B.V.、Bitexco Power Corporation、愛知電機(株)、東海コンクリート工業(株)、中部テレコミュニケーション(株)

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、Chubu Electric Power Company Netherlands B.V.他 12社であり、ESCON JAPAN (THAILAND) CO.,LTD.の決算日は2月末日、その他の会社の決算日は12月末日である。

連結計算書類の作成にあたっては、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整を行っている。

なお、当連結会計年度より、(株)日本エスコ他9社は決算日を12月末日から連結決算日に、ESCON JAPAN (THAILAND) CO.,LTD.は11月末日から2月末日に、それぞれ変更している。決算日を変更した連結子会社については、従来から連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用していたため、この変更による影響はない。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものは時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっている。

② デリバティブ

時価法によっている。

③ 棚卸資産

棚卸資産のうち販売用不動産は個別法による原価法(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定額法、無形固定資産は定額法によっている。耐用年数については主として法人税法の定めによっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 原子力発電所運転終了関連損失引当金

浜岡原子力発電所1、2号機の運転終了に伴い、今後発生する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上している。

③ 濁水準備引当金

濁水による損失に備えるため、電気事業法等の一部を改正する法律(2014年法律第72号)附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法(1964年法律第170号)第36条の規定による引当限度額を計上している。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業は小売電気事業及び一般送配電事業であり、小売電気事業においては、顧客との販売契約に基づいて電気を引き渡す履行義務を負い、一般送配電事業においては、託送供給約款に基づいて託送供給を行う履行義務を負っている。これら履行義務を充足する収益は、検針により決定した電力量に基づき計上している。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理及び振当処理によっている。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

オプション取引等のデリバティブ取引をヘッジ手段とし、電力調達から発生する債務等をヘッジ対象としている。

ハ ヘッジ方針

当社グループ業務の範囲内における、実需取引に基づくキャッシュ・フローを対象とし、電力調達コストの変動リスクによる損失回避を図る目的等で、デリバティブ取引を実施している。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

事前テストとして回帰分析または変動の累積による比率分析、事後テストとして変動の累積を比率分析する方法によっている。なお、ヘッジに高い有効性があると認められるものについては、有効性の評価を省略している。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上している。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（連結子会社 5～15 年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（当社 3 年、連結子会社 3～15 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生の日当連結会計年度）から費用処理することとしている。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生原因に応じ 20 年以内で均等償却を行っている。

④ 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（1989 年 5 月 25 日 通商産業省令第 30 号。以下、「解体省令」という。）の定めに従い、原子力発電施設解体費の総見積額を運転期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっている。

（追加情報）

2024 年 4 月 1 日に「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（2023 年 6 月 7 日 法律第 44 号。以下、「改正法」という。）及び「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（2024 年 3 月 29 日 経済産業省令第 21 号。以下、「改正省令」という。）が施行されたことにより、解体省令が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

従来、実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は資産除去債務に計上し、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、解体省令の定めに従い、原子力発電施設解体費の総見積額を運転期間にわたり、定額法により費用計上していたが、改正省令の施行日以降は、改正法第 3 条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」第 11 条第 2 項に規定する廃炉拠出金を、電気事業営業費用として計上することになる。

原子力事業者は、従来、その各々が保有する実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に要する資金を確保する責任を負っていたが、改正法に基づき、毎年度、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下、「機構」という。）に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉の実施に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなる。

これにより、2024 年度第 1 四半期において、資産除去債務相当資産 44,058 百万円及び資産除去債務 44,058 百万円を取り崩す予定である。

改正法附則第 10 条第 1 項の規定により、廃炉推進業務に必要な費用に充てるため、機構に支払わなければならない金銭の総額は、改正省令附則第 7 条の規定により、未払廃炉拠出金に計上し、その額を費用として計上するが、今後、経済産業大臣から通知される予定である。また、同規定により、資産除去債務を取り崩した額は当該費用から控除する予定である。

(会計上の見積りに関する注記)

1 原子力発電事業の固定資産の評価

(1) 当連結会計年度末の連結貸借対照表等に計上した額

当連結会計年度末の連結貸借対照表において、固定資産仮勘定を含む原子力発電設備を 342,335 百万円計上しており、総資産の約 5% を占めている。

当連結会計年度においては、将来キャッシュ・フローの総額が固定資産簿価を上回ったことから、減損損失を認識していない。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

原子力発電事業については、運転停止状況が長期間継続していることなどから、将来キャッシュ・フローと原子力発電事業の固定資産簿価を比較し、減損損失の認識の要否を検討する必要がある。

将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が作成した経営計画を基礎として行われる。見積りの基礎とした経営計画には、再稼働後の発電による販売収益、安全性向上対策工事費用の見込みなど経営者の判断を伴う主要な仮定が用いられており、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。

2 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度末の連結貸借対照表等に計上した額

当連結会計年度末の連結貸借対照表において、繰延税金資産を 153,725 百万円計上している。

上記金額のうち、グループ通算制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社（以下、「通算グループ」という。）において回収可能性を判断し、繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）を 149,811 百万円計上している。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異のうち、将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内において計上しており、通算グループにおける会社分類の妥当性や将来の一時差異等加減算前課税所得の見積り等に基づいて、回収可能性を判断している。

将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りは、経営者が作成した経営計画を基礎として行われる。見積りの基礎とした経営計画には、販売電力量の見通し、卸電力市場からの調達を含む電源調達計画の想定など経営者の判断を伴う主要な仮定が用いられており、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 担保資産及び担保付債務

(1) 当社

担保提供資産

当社の全資産は、社債及び 2020 年 3 月 31 日以前に借り入れた株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

上記に対応する債務

社債 879,560 百万円 (連結貸借対照表計上額 879,560 百万円)

株式会社日本政策投資銀行借入金 141,105 百万円

(2) 連結子会社

担保提供資産

その他の固定資産 63,916 百万円

長期投資 54 百万円

繰延税金資産 76 百万円

その他の投資等 119 百万円

現金及び預金 1,608 百万円

受取手形、売掛金及び契約資産 132 百万円

棚卸資産 188,038 百万円

その他の流動資産 348 百万円

(注) 上記のほか、当連結会計年度末において、連結上消去されている関係会社株式 28,158 百万円を担保に供している。

上記に対応する債務

長期借入金 181,022 百万円

その他の固定負債 5,009 百万円

1年以内に期限到来の固定負債 35,617 百万円

短期借入金 39,041 百万円

(3) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

長期投資 10,403 百万円

関係会社長期投資 42,817 百万円

受取手形、売掛金及び契約資産 168 百万円

なお、出資会社が債務不履行となった場合の連結子会社の負担は、上記のいずれの資産についても当該資産額に限定されている。

2 有形固定資産の減価償却累計額 7,399,274 百万円

3 受取手形、売掛金及び契約資産の金額

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりである。

受取手形 8,759 百万円

売掛金 311,899 百万円

契約資産 30,467 百万円

4 棚卸資産の内訳

商品及び製品 564 百万円

仕掛品 8,048 百万円

原材料及び貯蔵品 16,511 百万円

販売用不動産 245,377 百万円

5 契約負債の金額

その他の流動負債のうち、契約負債の金額は、以下のとおりである。

契約負債 10,070 百万円

6 保証債務等

(1) 社債及び借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社	88,845 百万円
日本原子力発電株式会社	38,095 百万円
従業員（住宅財形借入ほか）	22,818 百万円
株式会社エネワンでんき	3,060 百万円
Diamond Transmission Partners Hornsea One Limited	2,244 百万円
MC リテールエナジー株式会社	2,172 百万円
Daigas 大分みらいソーラー株式会社	925 百万円
送配電システムズ合同会社	638 百万円
楽天信託株式会社	490 百万円
Diamond Transmission Partners Walney Extension Limited	442 百万円
鈴川エネルギーセンター株式会社	318 百万円
たはらソーラー合同会社	262 百万円
秋田洋上風力発電株式会社	187 百万円
その他	29 百万円

(2) その他契約の履行に対する保証債務

三菱商事株式会社	39,284 百万円
秋田能代・三種・男鹿オフショアウインド合同会社	2,016 百万円
米子バイオマス発電合同会社	1,948 百万円
千葉銚子オフショアウインド合同会社	1,820 百万円
愛知蒲郡バイオマス発電合同会社	733 百万円
Phoenix Operation and Maintenance Company LLC (注)	680 百万円
合同会社御前崎港バイオマスエナジー	680 百万円
豊富 Wind Energy 合同会社	680 百万円
丸紅株式会社	374 百万円
秋田由利本荘オフショアウインド合同会社	370 百万円
MC リテールエナジー株式会社	307 百万円
Diamond Transmission Partners Hornsea One Limited	180 百万円
その他	268 百万円

(注) 上記 (2) の保証債務残高のうち 680 百万円については、(株)JERA との間で、当社に債務保証履行による損失が生じた場合、当社が当該損失を補填する契約を締結している。

7 会社法以外の法令の規定による引当金

過水準備引当金

電気事業法等の一部を改正する法律（2014 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第 1 条の規定による改正前の電気事業法（1964 年法律第 170 号）第 36 条の規定により計上している。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 758,000,000 株

2 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	18,915	25	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 29 日
2023 年 10 月 27 日 取締役会	普通株式	18,914	25	2023 年 9 月 30 日	2023 年 11 月 30 日

(注 1) 2023 年 6 月 28 日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金 9 百万円が含まれている。

(注 2) 2023 年 10 月 27 日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金 9 百万円が含まれている。

3 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2024 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定である。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	22,697	利益剰余金	30	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 27 日

(注) 2024 年 6 月 26 日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金 11 百万円が含まれている。

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に電気事業の運営上必要な設備資金を、社債発行や銀行借入等により調達し、短期的な運転資金は、主に短期社債により調達することを基本としている。また、資金運用については譲渡性預金等の安全性の高い金融資産に限定している。デリバティブ取引については、当社グループ業務の範囲内で、リスク回避を目的として利用しており、投機目的のために利用することはない。

有価証券は、譲渡性預金、株式及び一部の子会社が保有する債券等であり、株式及び債券等については定期的に時価や発行体の財務・事業状況等を確認している。

売掛金は、大半が電気料金に係るものであり、顧客ごとに期日管理及び残高管理を行っている。

有利子負債残高の大半は、社債、長期借入金の長期資金であるものの、その大部分を固定金利で調達していることから、業績への影響は限定的と考えられる。

デリバティブ取引については、取引の実施権限、管理・報告方法等を定めた社内規程に基づき、電力調達に伴い発生する債務等を対象としたオプション取引等を実施している。

2 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、短期借入金、支払手形及び買掛金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
資産			
(1) 有価証券	79,179	75,238	△3,940
負債			
(2) 社債 (※1)	888,053	858,475	△29,577
(3) 長期借入金 (※1)	1,857,415	1,851,664	△5,750
(4) デリバティブ取引 (※2)	5,982	5,982	—

(※1) (2) 社債及び (3) 長期借入金には1年以内に返済予定のものを含めている。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察ができないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 有価証券

株式は取引所の価格のため、レベル1の時価に分類している。また、債券は取引所の価格または取引先金融機関から提示された価格によっているため、レベル2の時価に分類している。

(2) 社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、新規に同様の社債を発行した場合に想定される条件により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(3) 長期借入金

新規に同様の借入を行った場合に想定される条件により算定しており、レベル2の時価に分類している。なお、一部の借入は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該デリバティブ取引と一体として処理された場合の条件により算定している。

(4) デリバティブ取引

金融機関との取引は、取引先金融機関から提示された価格により算定しており、レベル2の時価に分類している。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されている。

(注2) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 1,839,587 百万円）は、「(1)有価証券」には含めていない。

(注3) 組合等への出資（連結貸借対照表計上額 134,922 百万円）は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としていない。

(収益認識に関する注記)

1 収益を分解した情報

(単位 百万円)

	報告セグメント				その他 (※3)	合計	調整額	連結 損益計算書 計上額
	ミライズ (※1)	パワー グリッド (※1)	J E R A (※1) (※2)	計				
外部顧客への売上高	2,848,984	347,359	—	3,196,344	414,070	3,610,414	—	3,610,414
顧客との契約から生じる収益	2,608,580	337,017	—	2,945,598	381,987	3,327,585	—	3,327,585
電気事業営業収益	2,378,027	334,841	—	2,712,869	7,345	2,720,215	—	2,720,215
その他事業営業収益	230,552	2,175	—	232,728	374,641	607,370	—	607,370
その他の収益 (注)	240,404	10,341	—	250,746	32,082	282,828	—	282,828
セグメント間の内部売上高又は 振替高	40,274	559,163	—	599,438	488,778	1,088,216	△1,088,216	—
計	2,889,259	906,522	—	3,795,782	902,848	4,698,630	△1,088,216	3,610,414

(※1) 電力・ガスの販売と各種サービスの提供を行う「ミライズ」、電力ネットワークサービスの提供を行う「パワーグリッド」、燃料上流・調達から発電、電力・ガスの販売を行う「J E R A」の3つを報告セグメントとしている。

(※2) 「J E R A」の売上高は、(株)JERA が持分法適用関連会社のため、計上されない。

(※3) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、当社の再生可能エネルギーカンパニー、事業創造部門、グローバル事業部門、原子力部門、管理間接部門、その他の関係会社等を含んでいる。

(注) 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(2022年10月28日閣議決定)及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(2023年11月2日閣議決定)に基づく「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に参画し、電気料金の燃料費調整単価及び都市ガス料金の原料費調整額について、激変緩和措置を実施している。

これにより、電気料金及び都市ガス料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金240,252百万円を「その他の収益」に区分表示している。セグメントごとの内訳は、「ミライズ」が239,067百万円、「パワーグリッド」が985百万円、「その他」が199百万円である。

2 収益を理解するための基礎となる情報

主な履行義務である電気の引き渡し及び託送供給については、顧客との販売契約や託送供給約款に基づき通常1か月程度で債権が回収される。なお、その他の収益を理解するための基礎となる情報は「会計方針に関する事項」の「(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、「連結貸借対照表に関する注記」の「3 受取手形、売掛金及び契約資産の金額」及び「5 契約負債の金額」に記載のとおりである。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

主要な事業である電気事業における残存履行義務に配分した取引価格は次のとおりである。

未充足の履行義務に配分した取引価格総額 105,580 百万円

履行義務の充足予定時期

1年以内 37,749 百万円

1年超 67,830 百万円

なお、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めていない。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産(注1) 3,419円42銭

1株当たり当期純利益(注2) 533円17銭

(注1) 1株当たり純資産の算定上、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式を、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度末において「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する自己株式数は386,800株である。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上、「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度において「株式給付信託(BBT)」に係る信託口が保有する期中平均自己株式数は386,800株である。

(その他の注記)

1 連結計算書類の用語、様式及び作成方法

連結計算書類については、「会社計算規則」(2006年2月7日法務省令第13号)に準拠し、「電気事業会計規則」(1965年6月15日通商産業省令第57号)に準じて作成している。

2 減損損失(特別損失)

主として、セグメント上「ミライズ」及び「その他」に区分する子会社が保有しているバイオマス発電事業に係る固定資産(機械装置等)について、それぞれの事業の見通しが不透明となり、当初想定していた収益が見込めなくなったため、減損損失を認識している。

3 独占禁止法関連損失(特別損失)

当社及び当社の子会社である中部電力ミライズ(株)は、2021年4月13日及び同年10月5日に独占禁止法(以下、「独禁法」という。)違反(不当な取引制限)の疑いがあるとして、公正取引委員会(以下、「公取委」という。)の立入検査を受け、以降、公取委の調査に対し、全面的に協力してきた。

2024年3月4日、中部地区における大口需要家向け都市ガス供給に関して、当社は独禁法に基づく課徴金納付命令を、中部電力ミライズ(株)は独禁法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を、公取委からそれぞれ受けた。

課徴金納付命令を受けたことにより、独占禁止法関連損失として26百万円を特別損失として計上している。

4 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用している。

これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っている。

5 業績連動型株式報酬制度

当社は、2019年6月26日開催の第95期定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び取締役を兼務しない役付執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」（以下、「本制度」という。）を導入している。

また、2020年5月8日開催の取締役会において、当社の取締役を兼務しない執行役員並びに当社の子会社である中部電力ミライズ株式会社の取締役（社外取締役を除く。）、取締役を兼務しない役付執行役員及び執行役員を本制度の対象に追加する改定を決議している（以下、本制度の対象者を「取締役等」という。）。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社及び中部電力ミライズ株式会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度である。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任後となる。

(2) 信託口に残存する自社の株式

信託口に残存する当社株式を、信託口における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上している。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は571百万円、株式数は386,800株である。

3. 計算書類

貸借対照表

2024年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	4,358,143	固 定 負 債	2,565,653
電 気 事 業 固 定 資 産	478,659	社 債	719,560
水 力 発 電 設 備	287,457	長 期 借 入 金	1,433,331
原 子 力 発 電 設 備	132,081	長 期 未 払 債 務	40
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 等 設 備	22,631	リ ー ス 債 務	921
業 務 設 備	36,483	関 係 会 社 長 期 債 務	9,615
貸 付 設 備	6	退 職 給 付 引 当 金	13,770
附 帯 事 業 固 定 資 産	38	原 子 力 発 電 所 運 転 終 了 関 連 損 失 引 当 金	4,276
事 業 外 固 定 資 産	2,824	株 式 給 付 引 当 金	329
固 定 資 産 仮 勘 定	320,026	資 産 除 去 債 務	284,829
建 設 仮 勘 定	246,858	雑 固 定 負 債	98,979
除 却 仮 勘 定	59	流 動 負 債	791,808
使 用 済 燃 料 再 処 理 関 連 加 工 仮 勘 定	73,109	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	208,776
核 燃 料	198,743	短 期 借 入 金	249,592
装 荷 核 燃 料	40,040	買 掛 金	5,021
加 工 中 等 核 燃 料	158,702	未 払 金	5,196
投 資 そ の 他 の 資 産	3,357,850	未 払 費 用	43,399
長 期 投 資	232,483	未 払 税 金	3,572
関 係 会 社 長 期 投 資	2,976,333	預 り 金	1,911
長 期 前 払 費 用	12,646	関 係 会 社 短 期 債 務	270,269
前 払 年 金 費 用	4,209	諸 前 受 金	3,988
繰 延 税 金 資 産	132,208	雑 流 動 負 債	79
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 31	負 債 合 計	3,357,461
流 動 資 産	450,271	株 主 資 本	1,437,084
現 金 及 び 預 金	249,885	資 本 金	430,777
売 掛 金	18,778	資 本 剰 余 金	70,689
諸 未 収 入 金	3,459	資 本 準 備 金	70,689
短 期 投 資	30,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
貯 蔵 品	4,362	利 益 剰 余 金	938,351
前 払 費 用	719	利 益 準 備 金	93,628
関 係 会 社 短 期 債 権	120,057	そ の 他 利 益 剰 余 金	844,722
雑 流 動 資 産	23,008	別 途 積 立 金	443,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	401,722
		自 己 株 式	△ 2,733
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	13,869
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,158
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	5,710
		純 資 産 合 計	1,450,953
合 計	4,808,415	合 計	4,808,415

損益計算書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	251,011	営業収益	237,319
電気事業営業費用	249,284	電気事業営業収益	236,183
水力発電費用	50,890	他社販売電力料	174,278
原子力発電費用	93,393	賠償負担金相当収益	4,955
新エネルギー等発電等費用	11,281	電気事業雑収益	56,948
他社購入電力料	13,188	貸付設備収益	0
貸付設備費用	0		
一般管理費	76,882	附帯事業営業収益	1,136
接続供給託送料	1,045	海外エネルギー事業営業収益	1,122
事業税	2,602	地域サービス事業営業収益	13
附帯事業営業費用	1,727		
海外エネルギー事業営業費用	1,712	営業外収益	18,748
地域サービス事業営業費用	14		
営業損失	(13,691)	財務収益	16,579
営業外費用	19,570	受取配当金	6,729
財務費用	16,651	受取利息	9,849
支払利息	16,552	事業外収益	2,169
社債発行費用	99	固定資産売却益	14
事業外費用	2,918	雑収	2,155
固定資産売却損失	31	当期経常収益合計	256,067
雑損失	2,887		
当期経常費用合計	270,581	当期経常損失	14,513
当期経常損失	14,513	特別損失	19
特別損失	19	特別利益	7,474
独占禁止法関連損失	19	有価証券売却益	7,474
税引前当期純損失	7,059		
法人税等	△ 2,285		
法人税等	△ 5,304		
法人税等調整額	3,018		
当期純損失	4,773		

株主資本等変動計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位 百万円)

	株主資本								評価・換算差額等				純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	その 他有 価 差 額	繰延ヘッジ 損益		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計						
						別 途 積立金	繰越利益 剰余金							
当事業年度期首残高	430,777	70,689	—	70,689	93,628	443,000	444,326	980,954	△ 2,676	1,479,745	10,516	3,427	13,943	1,493,688
当事業年度変動額														
剰余金の配当							△ 37,830	△ 37,830		△ 37,830				△ 37,830
当期純損失							△ 4,773	△ 4,773		△ 4,773				△ 4,773
自己株式の取得									△ 58	△ 58				△ 58
自己株式の処分			0	0					1	1				1
株主資本以外の項目の当該 事業年度変動額（純額）											△ 2,357	2,283	△ 74	△ 74
当事業年度変動額合計	—	—	0	0	—	—	△ 42,603	△ 42,603	△ 57	△ 42,660	△ 2,357	2,283	△ 74	△ 42,734
当事業年度末残高	430,777	70,689	0	70,689	93,628	443,000	401,722	938,351	△ 2,733	1,437,084	8,158	5,710	13,869	1,450,953

個別注記表

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式は移動平均法による原価法によっている。

満期保有目的債券は原価法によっている。

その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものは時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっている。

(2) デリバティブ

時価法によっている。

(3) 棚卸資産

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産は定額法によっており、耐用年数については主として法人税法の定めによっている。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、破産更生債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

(3) 原子力発電所運転終了関連損失引当金

浜岡原子力発電所1、2号機の運転終了に伴い、今後発生する費用または損失に備えるため、当事業年度末における合理的な見積額を計上している。

(4) 株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役（社外取締役を除く）、取締役を兼務しない役付執行役員及び執行役員への当社株式等の給付に充てるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上している。なお、給付額が確定した場合は未払費用として計上している。

4 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業は発電事業であり、顧客との販売契約に基づいて電気を引き渡す履行義務を負っている。当該履行義務を充足する収益は、引き渡し時点で計上している。

5 その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ及び振当処理によっている。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約等のデリバティブ取引をヘッジ手段とし、燃料調達から発生する債務等をヘッジ対象としている。

③ ヘッジ方針

当社業務の範囲内における、実需取引に基づくキャッシュ・フローを対象とし、市場変動等による損失回避またはコストの低減を図る目的で、デリバティブ取引を実施している。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジに高い有効性があると認められるため、有効性の評価を省略している。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

(3) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（1989年5月25日通商産業省令第30号。以下、「解体省令」という。）の定めに従い、原子力発電施設解体費の総見積額を運転期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっている。

(追加情報)

2024年4月1日に「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（2023年6月7日法律第44号。以下、「改正法」という。）及び「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（2024年3月29日経済産業省令第21号。以下、「改正省令」という。）が施行

されたことにより、解体省令が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

従来、実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は資産除去債務に計上し、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、解体省令の定めに従い、原子力発電施設解体費の総見積額を運転期間にわたり、定額法により費用計上していたが、改正省令の施行日以降は、改正法第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」第11条第2項に規定する廃炉拠出金を、電気事業営業費用として計上することになる。

原子力事業者は、従来、その各々が保有する実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に要する資金を確保する責任を負っていたが、改正法に基づき、毎年度、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下、「機構」という。）に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉の実施に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなる。

これにより、2024年度第1四半期において、資産除去債務相当資産44,058百万円及び資産除去債務44,058百万円を取り崩す予定である。

改正法附則第10条第1項の規定により、廃炉推進業務に必要な費用に充てるため、機構に支払わなければならない金銭の総額は、改正省令附則第7条の規定により、未払廃炉拠出金に計上し、その額を費用として計上するが、今後、経済産業大臣から通知される予定である。また、同規定により、資産除去債務を取り崩した額は当該費用から控除する予定である。

(会計上の見積りに関する注記)

1 原子力発電事業の固定資産の評価

(1) 当事業年度末の貸借対照表等に計上した額

当社の当事業年度末の貸借対照表において、固定資産仮勘定を含む原子力発電設備を344,392百万円計上しており、総資産の約7%を占めている。

当事業年度においては、将来キャッシュ・フローの総額が固定資産簿価を上回ったことから、減損損失を認識していない。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記（1 原子力発電事業の固定資産の評価）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

2 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度末の貸借対照表等に計上した額

当社の当事業年度末の貸借対照表において、回収可能性を判断し、繰延税金資産を132,208百万円計上している。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記（2 繰延税金資産の回収可能性）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

(貸借対照表に関する注記)

1 担保資産及び担保付債務

担保提供資産

当社の全資産は、社債及び2020年3月31日以前に借り入れた株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

上記に対応する債務

社債	879,560百万円（貸借対照表計上額 879,560百万円）
株式会社日本政策投資銀行借入金	141,105百万円
2 有形固定資産の減価償却累計額	2,134,592百万円
3 保証債務等	

(1) 社債及び借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社	88,845百万円
日本原子力発電株式会社	38,095百万円
従業員（住宅財形借入ほか）	22,315百万円
Diamond Transmission Partners Hornsea One Limited	2,244百万円
合同会社TSUNAGU Community Farm	1,987百万円
Daigas 大分みらいソーラー株式会社	925百万円
Diamond Transmission Partners Walney Extension Limited	442百万円
秋田洋上風力発電株式会社	187百万円

(2) その他契約の履行に対する保証債務

三菱商事株式会社	31,056百万円
株式会社シーテック	11,694百万円
合同会社TSUNAGU Community Farm	2,889百万円
米子バイオマス発電合同会社	1,948百万円
愛知蒲郡バイオマス発電合同会社	733百万円
Phoenix Operation and Maintenance Company LLC	(注) 680百万円
合同会社御前崎港バイオマスエナジー	680百万円
丸紅株式会社	374百万円
Diamond Transmission Partners Hornsea One Limited	180百万円
その他	268百万円

(注)上記(2)の保証債務残高のうち680百万円については、(株)JERAとの間で、当社に債務保証履行による損失が生じた場合、当社が当該損失を補填する契約を締結している。

4 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
長期金銭債権	1,470,840 百万円
短期金銭債権	138,126 百万円
長期金銭債務	9,586 百万円
短期金銭債務	270,153 百万円
5 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額	
海外エネルギー事業	
専用固定資産	34 百万円
地域サービス事業	
専用固定資産	3 百万円
6 株式会社日本政策投資銀行借入金	141,105 百万円

(損益計算書に関する注記)

1 関係会社との取引高			
営業取引による取引高			
費用	64,358 百万円	収 益	233,359 百万円
営業取引以外の取引による取引高	10,157 百万円		

2 独占禁止法関連損失（特別損失）

当社は、2021年4月13日及び同年10月5日に独占禁止法（以下、「独禁法」という。）違反（不当な取引制限）の疑いがあるとして、公正取引委員会（以下、「公取委」という。）の立入検査を受け、以降、公取委の調査に対し、全面的に協力してきた。

2024年3月4日、中部地区における大口需要家向け都市ガス供給に関して、当社は独禁法に基づく課徴金納付命令を、公取委から受けた。

課徴金納付命令を受けたことにより、独占禁止法関連損失として19百万円を特別損失として計上している。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式（注）	1,807,172 株
---------	-------------

（注）「株式給付信託（BBT）」に係る信託口が保有する当社株式386,800株が含まれている。

(税効果会計に関する注記)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因

繰延税金資産の発生主な原因は、会社分割に伴う関係会社株式、資産除去債務であり、回収可能性が認められないものは評価性引当額を控除している。

繰延税金負債の発生主な原因は、資産除去債務相当資産及びその他有価証券評価差額金である。

2 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用している。

これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従っている。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	当事業年度 末残高 (百万円)
子会社	中電ビジネスサポート(株)	(所有) 直接100.0%	資金借入	長期資金の借入(注1)	800	関係会社長期債務	9,300
				短期資金の借入(注1)	56,707	関係会社短期債務	56,900
				利息支払(注1)	165	—	—
子会社	中部電力パワーグリッド(株)	(所有) 直接100.0%	社債引受 資金貸付 運転資金融通 役員の兼任等	社債の引受(注2)	—	関係会社長期投資	640,371
				社債利息の受取(注2)	3,498	関係会社短期債権	663
				長期資金の貸付(注3)	109,138	関係会社長期投資	809,347
				短期資金の貸付(注3)	106,421	関係会社短期債権	106,421
				貸付利息の受取(注3)	6,109	関係会社短期債権	1,468
				運転資金の貸付(注4)	45,421	—	—
子会社	中部電力ミライズ(株)	(所有) 直接100.0%	電力の販売 運転資金融通 役員の兼任等	電力の販売(注5)	159,197	売掛金	16,849
				運転資金の貸付(注4)	21	—	—
				運転資金の預り(注4)	111,788	関係会社短期債務	181,117

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。また、短期資金の借入における取引金額は、期中の平均残高を記載している。

(注2) 中部電力パワーグリッド株式会社発行のICB（Inter Company Bond）を引き受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。

(注3) 中部電力パワーグリッド株式会社に対しICL（Inter Company Loan）により貸し付けたものであり、当社の借入金等と同様の条件で利率を決定している。

(注4) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。また、取引金額は、期中の平均残高を記載している。

(注5) 発電原価等を踏まえ、交渉の上決定している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産(注1)	1,918円76銭
1株当たり当期純損失(注2)	6円31銭

(注1) 1株当たり純資産の算定上、「株式給付信託 (BBT)」に係る信託口が保有する当社株式を、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度末において「株式給付信託 (BBT)」に係る信託口が保有する自己株式数は 386,800 株である。

(注2) 1株当たり当期純損失の算定上、「株式給付信託 (BBT)」に係る信託口が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度において「株式給付信託 (BBT)」に係る信託口が保有する期中平均自己株式数は 386,800 株である。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

主な履行義務である電力の販売については、顧客との販売契約に基づき通常1か月程度で債権が回収される。なお、その他の収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(その他の注記)

1 電気事業会計規則の改正

貸借対照表等は、「電気事業会計規則」(1965年6月15日 通商産業省令第57号)が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。

2 業績連動型株式報酬制度

連結注記表「その他の注記 (5 業績連動型株式報酬制度)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

4. 監査報告書

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

中部電力株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩田 国良

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村井 達久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福田 真也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中部電力株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上